

第2回新潟県鳥インフルエンザ対策本部会議

令和7年11月8日（土）17時45分
危機管理センター災害対策本部会議室

次 第

- 1 本部長挨拶

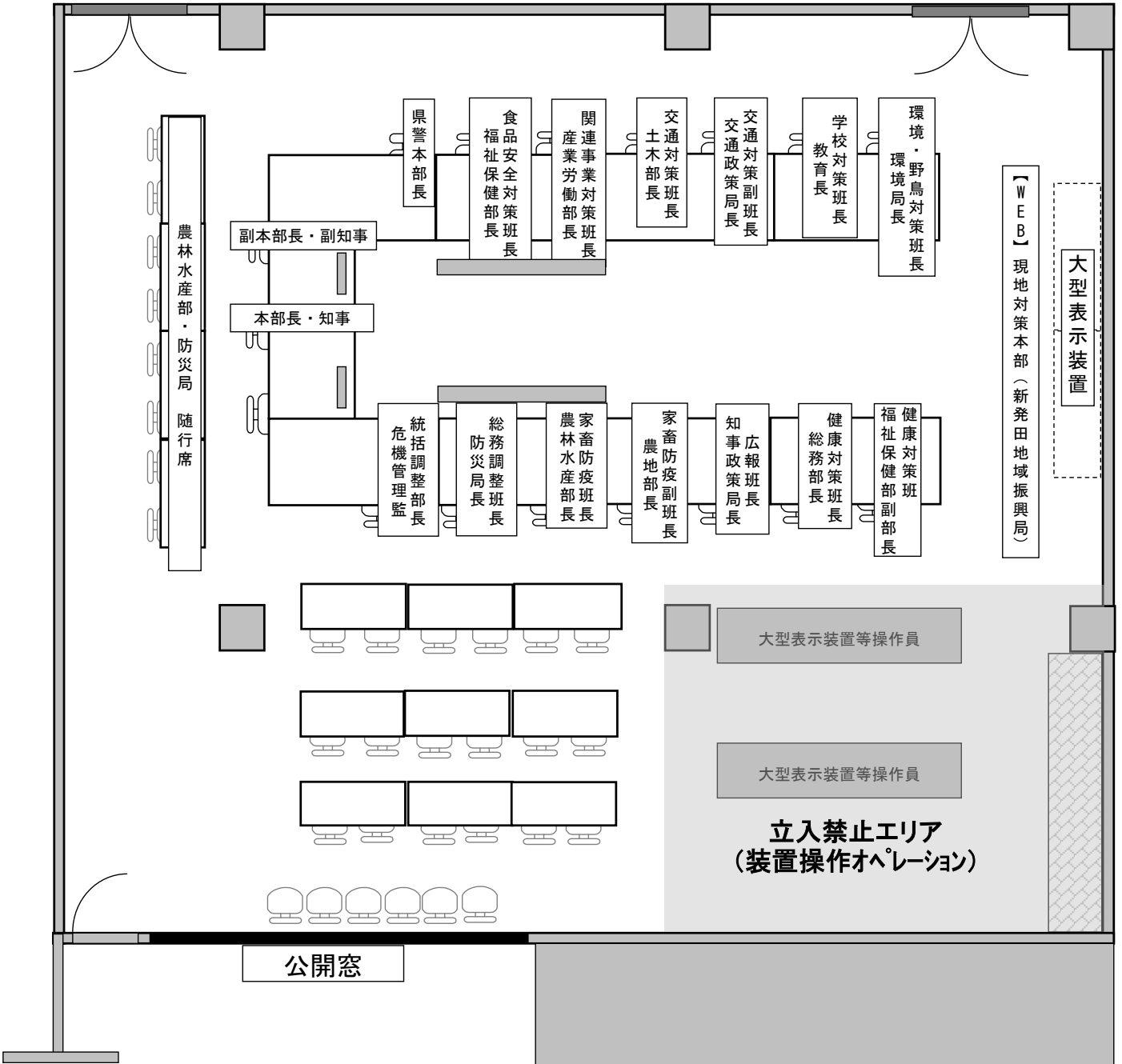
- 2 議題
 - (1) 鳥インフルエンザ疑い事例の発生状況について

 - (2) 今後の防疫対策について

 - (3) その他

- 3 本部長指示

第2回鳥インフルエンザ対策本部会議 配席図
 (令和7年11月8日(土) 17時45分～) 危機管理センター災害対策本部会議室



(令和7年2例目)高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の概要

1 農場の概要

■場所:胎内市

■飼養状況:採卵鶏 約28万羽

2 経緯・今後の予定

異常家きんの通報

- ・ 11月8日(土)9:30、農場長から下越家畜保健衛生所に通報
- ・ 当該農場では、1日あたりの死亡数が通常3~5羽程度であるところ同一の家きん舎^(※)において、本日(11月8日)26羽と死亡数が増加したことから通報 (※)本農場の鶏舎数は5鶏舎

立入検査~簡易検査

- ・ 11月8日(土)13:00、下越家畜保健衛生所が立入検査開始(臨床症状や死亡状況の確認、簡易検査の実施)
- ・ 11月8日(土)15:00、10羽中5羽で陽性を確認

確定検査

- ・ 現在、中央家畜保健衛生所において、遺伝子検査を実施中
- ・ 遺伝子検査の結果について、国と協議

疑似患畜の確認

- ・ 遺伝子検査の結果、疑似患畜と判明された場合、**11月9日(日)8:00から防疫措置(殺処分)を開始予定**

防疫対応方針(当該農場)

現在の対応(実施済)

- 当該農場に対する家畜の移動自粛及び消毒徹底の要請
- 農場関係者の外出禁止の要請
- 農場外からの立入禁止等の要請
- 鶏舎等出入口の封鎖

今後の対応(予定)

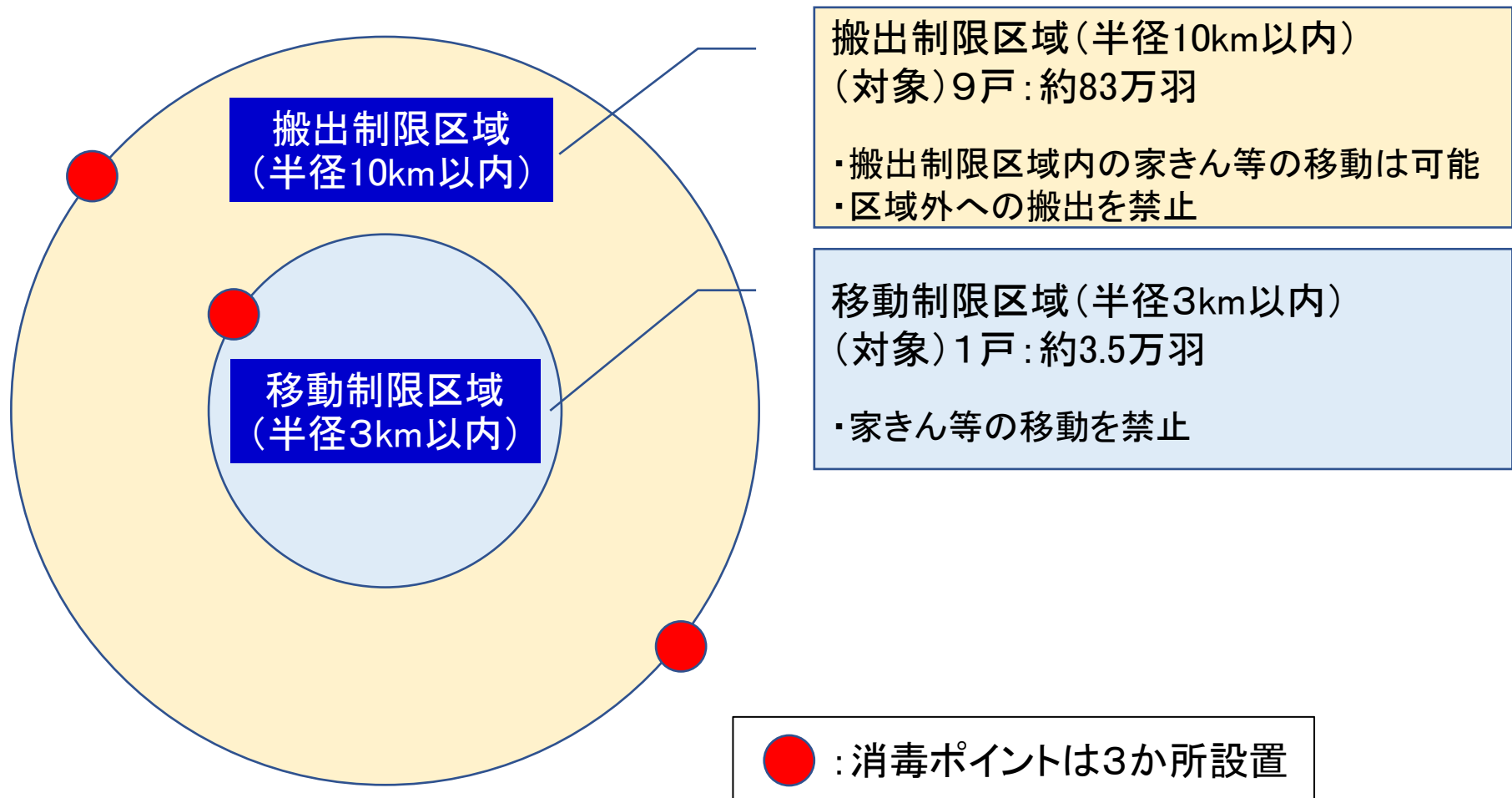
- 11月9日(日)8:00から防疫措置(殺処分)を開始予定

【防疫措置の概要】

- 農場での殺処分及び消毒、殺処分鶏の埋却等は、24時間体制で対応
- 処分家きん及び汚染物品は、埋却及び焼却予定

防疫対応方針(移動及び搬出制限、消毒ポイント)

- 感染拡大を防止するため、家きん等の移動、搬出を制限する区域を設定
- 発生農場周辺への感染拡大を防止すること、移動制限区域の外側、搬出制限区域の外側への感染拡大を防止するため、発生農場周辺、半径3km及び10km地点付近に消毒ポイントを設置



防疫対応方針（調査検査、その他対策）

調査・検査

（1）疫学調査

発生農場における過去21日間の家きん、人及び車両の出入りに関する疫学情報を収集し疫学関連のある家きんに関する調査を実施

（2）発生状況確認検査

患畜又は疑似患畜判定後、原則24時間以内に移動制限区域の農場に立入り、臨床検査を実施

（3）清浄性確認検査、搬出制限区域解除検査

発生農場防疫措置の完了後10日が経過した後に移動制限及び搬出制限区域内の農場に（2）と同様の検査を実施する

風評被害の防止

- 感染した家きん肉及び家きん卵が市場に出回ることはなく、また、家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは報告されていないことをPRする

注意喚起の徹底

- 県民、県内家きん農場、市町村、関係機関・団体への情報提供、注意喚起を随時実施
- ホームページに防疫情報等を随時掲載し、更新

防疫対応方針(令和7年2例目:全体スケジュール)

	11/8	11/9	...	11/20	12/2	...	12/12
発生農場	簡易検査陽性	疑似患畜の確認	殺処分	防疫措置完了		搬出制限区域解除		移動制限区域解除
			汚染物品 処理・消毒					
			埋却、焼却					
周辺農場			消毒ポイントの設置					
			搬出制限区域の設定(半径10km以内): 防疫措置完了後、10日経過後に清浄性確認検査及び搬出制限区域解除検査を行い、陰性を確認した後に解除					
			移動制限区域の設定(半径3km以内):防疫措置完了後、21日経過後に解除					

※11/20防疫措置完了後のスケジュールは令和7年1例目と同様の予定